

○第9期（令和6年度～8年度）の段階別の保険料

保険料段階	保 険 料	
	月 額	年 額
第1段階	1,567 円	18,810 円
第2段階	2,667 円	32,010 円
第3段階	3,767 円	45,210 円
第4段階	4,950 円	59,400 円
第5段階（基準額）	5,500 円	66,000 円
第6段階	6,600 円	79,200 円
第7段階	7,150 円	85,800 円
第8段階	8,250 円	99,000 円
第9段階	9,350 円	112,200 円
第10段階	10,450 円	125,400 円
第11段階	11,550 円	138,600 円
第12段階	12,650 円	151,800 円
第13段階	13,200 円	158,400 円

○保険料の段階区分と保険料率

○ 内の数値は、公費負担前の率

区 分	所 得 段 階	保 険 料
第1段階	・被保護者 ・老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額 × 0.285 (0.455)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.485 (0.685)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	基準額 × 0.685 (0.69)
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税非課税者がいる場合）で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額 × 0.90
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税非課税者がいる場合）で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人	基準額 × 1.00
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.70
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.90
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.10
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.30
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	基準額 × 2.40